

東京開催 初級講座

法務担当者 基本知識講座〔国内編〕

WELCOME

- 本講座は、法務経験3年程度までの方を対象とした、大人数による講義型集合研修です。約半年の受講期間の中で、業務上必要となる法律および法律実務の実践的な知識を幅広く身につけることを目的とします。
- また、本講座を通じて、業種を超えた人脈作りにも役立てていただくために、第1講終了後に「受講者懇親会」（参加費無料）を開催します。
- 現在法務部門の第一線で活躍されている当会会員企業の多くの先輩方も、本講座を受講して基本知識を得るとともに、相互の交流を深めてきました。皆様のエントリーをお待ちしています。

SUMMARY

開講期間 2017年10月～2018年2月

募集定員 280名

研修時間 第1講除く各回13時30分～16時30分（全10講・計30時間）
（第1講のみ17時まで）

研修会場 ホテル東京ガーデンパレス 2階 高千穂
（東京都文京区湯島1-7-5）

受講料 39,960円（本体37,000円+消費税）

受講特典 副読本として『企業活動の法律知識〔新訂第8版〕』を進呈します

FOR YOUR ENTRY

募集期間 2017年7月21日（金）～8月30日（水）（但し、定員に達し次第終了）

- 留意事項**
- 弊会HPからお申込みください（次ページ参照）。
 - 募集開始から3週間（8月10日（木）まで）は、1社からの申込可能人数を5名までとします。それ以降は、定員に余裕があれば追加でのお申込みが可能となります。
 - 代理出席はできません。全日程につき受講者本人が連続出席して下さい。
 - 本講座の請求書は、初回の講義資料と併せて9月下旬発送予定です。
 - 各回必ず、事前に配布するレジюме資料に目を通した上で講義に臨んで下さい。

HOW TO ENTRY

- ① 当会HPにログインし、HP上部の「会合」を選択
- ② 「会合案内」の「研修会」から本講座を選択
- ③ 申込画面内の必要事項（貴社名、貴社名ふりがな、貴社住所、申込者名、参加者名、部署名、電話番号、メールアドレス、勤務年数、法務経験年数）をすべて記入

※今後の参考のため、弁護士有資格者の方は、備考欄にその旨を記載下さい。

※勤務年数・法務経験年数は、第1講（10月10日）時点の年数を0.5ごとで記入下さい。

（例：0.1～0.5年→「0.5」、0.6～1年→「1」、1.1～1.5年→「1.5」等）

- ④ すべての必要事項を記入したら、「申込みボタン」をクリック
- ⑤ 当会より「登録完了メール」が送信されますので、必ずご確認下さい

- 登録完了メールが届かない場合は、弊会ホームページにログイン後、右上の「会員登録情報（変更）」を選択して下さい。現在の貴社のお申込状況が表示されますので、こちらに本講座とご参加者のお名前が表示されていれば、お申込みは完了しています。
- 募集を締め切った後にキャンセルされる場合は、必ず当会事務局までご一報下さい。

CONTENTS

第1講 10月10日（火） 商取引法制の基礎知識

〔講師〕 児島 幸良 氏

（琴平綜合法律事務所 弁護士）

〔講義の趣旨〕 法務担当者にとって、契約実務の前提となる民・商法の理解は必須です。そこで、民・商法の知識が契約実務でどのように解釈され、どう影響しているのか等を整理し、実際の業務のイメージとリンクして習得していただけるよう、本講義では総則や債権法を中心にご説明いただきます。あわせて、「法改正等の情報収集の行い方」や「官報の読み方」といった法務担当者であれば当然に求められる知識や、本年5月26日（金）に成立した改正民法（債権法）を受けて法務担当者がいつまでに何をすべきか等にも触れていただきながら、わかりやすく解説いただきます。

初回である第1講については特別な時間割となりますのでご注意ください

オリエンテーション（13時30分～14時）

第1講講義（14時～17時）

受講者懇親会（17時30分～19時30分）

受講者懇親会にぜひご参加下さい（参加費無料）

軽食を準備します。名刺を多めにお持ち下さい。

第2講 10月23日（月） 契約締結における留意点

〔講師〕 小山 優作 氏

（住友商事株式会社 法務部長付）

〔講義の趣旨〕 法務担当者にとって、業務において頻繁に処理しなければならないものとして契約書の審査があります。本講義では、契約書の中でもオーソドックスな類型として売買契約および業務委託契約を取り上げ、一般的な契約締結における留意点とよく問題となる条項等について、設例を検討しながら解説いただきます。

第3講 11月7日（火） 債権管理・回収と担保取得・実行の実務

〔講師〕 松田 準 氏

（丸紅株式会社 法務部 法務第一課長）

〔講義の趣旨〕 契約締結後、当事者双方の債権債務は必ずしもスムーズに履行されるとは限りません。当事者の各企業がそれぞれの売上や利益を保全するためには、債務不履行が発生する前に対処しておくとともに、債務不履行発生後に行うべき対応を事前に把握しておくことが重要です。本講義では、債権回収のための方法論について、担保取得および実行に関する基礎知識を中心に、契約書等のサンプルを参考にしながら解説いただきます。

第4講 11月21日（火） 民事紛争・訴訟の対応

〔講師〕 田路 至弘 氏

（東京大学客員教授／岩田合同法律事務所 弁護士）

〔講義の趣旨〕 契約にまつわる企業間の紛争、消費者が関係する紛争、契約外の第三者が関係する紛争（例：反社会的勢力が関与するクレーム）など民事紛争の種類はさまざまです。本講義では、こうした紛争が生じた場合の解決方法や紛争の発生から解決までの訴訟手続など、法務担当者が紛争解決のために知っておくべき知識や視点について、ケーススタディーをもとにご解説いただきます。また、受講者同士でディスカッションをしていただいたり、受講者の皆様から発言していただいたりする等して、双方向の講義となるよう進めていただきます（なお、労働紛争については第9講で取り扱います）。

第5講 12月13日（水） 株主総会・取締役会実務にかかる会社法の基礎

〔講師〕 吉田 浩和 氏

（花王株式会社 法務・コンプライアンス部門 法務部

機能担当グループ グループリーダー）

〔講義の趣旨〕 民法分野だけではなく、株主総会・取締役会・株式・機関設計・企業再編などの会社法分野に関する知識と理解も法務担当者にとっては必要不可欠なものです。本講義では、機関設計や株主総会・取締役会といった株式会社の組織の建て付けに関する法制度とそれらの運営実務について、コーポレート・ガバナンスの視点も踏まえつつ解説いただきます。

第6講 12月22日（金） 企業再編・M & Aの基礎

〔講師〕鈴木 正靖 氏

（西村あさひ法律事務所 弁護士）

〔講義の趣旨〕第5講に引き続き、本講座では会社法分野の中から企業再編やM & Aについて学習します。まず、合併・分割等の企業再編の各手法の特徴や留意点、そのスキームを選択・実行する際の実務上のポイントについて説明いただきます。その上で、株式譲渡を受ける場合を念頭におき、実務における具体的な流れ（デューディリジェンス、契約書締結、クローリング等）について説明いただくとともに、契約書のサンプルをもとに株式譲渡契約において留意すべき条項（表明保証、前提条件（CP）、誓約（コベナンツ）等）についても解説いただきます。

第7講 2018年1月25日（木） 登記実務

〔講師〕鈴木 龍介 氏

（司法書士法人 鈴木事務所 代表社員・司法書士）

〔講義の趣旨〕M & A、資金調達、役員の変動や本社屋の購入など会社の重要事項に何らかの変更が生じた場合、私たちの戸籍や住民票に変更が生じると同様に、広く一般に公示する方法として登記を行うことを忘れてはなりません。本講義では、不動産登記、商業登記、動産・債権譲渡登記に関する基本事項（意義・効力・登記簿の構成等）について、法務担当者が知っておくべき実務上の手続、登記簿から読み取るべき注意点やポイントを、各種のサンプルを参照しながら解説いただきます。

第8講 2018年2月2日（金） 知的財産権の基礎

〔講師〕三好 豊 氏

（森・濱田松本法律事務所 弁護士・NY州弁護士）

〔講義の趣旨〕特許・意匠・商標・著作物等の知的財産は、企業が長年かけて創り、磨き上げた重要な財産であり、いわば技術やアイデア・ノウハウの結晶ともいえ、そのマネジメントにおいても重要性はきわめて高いといえます。本講義では、こうした知的財産に関する法制度の概要、各権利の特徴、権利侵害などのリスクやヘッジ方法などについて具体的なケースをもとに実務的な視点を交えながら解説いただきます。

第9講 2018年2月16日（金） 労働紛争の対応

〔講師〕荒井 太一 氏

（森・濱田松本法律事務所 弁護士・NY州弁護士）

〔講義の趣旨〕昨今過重労働が大きな社会問題になる等、企業に対する社会の目は厳しくなっています。そのような中で企業が労働紛争に直面したとき、また、そもそも労働紛争を起こさないようにするためには法務部門の活躍は不可欠です。本講義では、法務担当者が心得ておくべき労働紛争の実務的な対応方法と解決に向けた手続を近時の裁判例を取り上げながら説明いただくとともに、紛争を未然に防止するための考え方等について解説いただきます。

第10講 2018年2月26日（月） 独占禁止法・下請法

〔講師〕 志田 至朗 氏

（志田至朗法律事務所 弁護士）

〔講義の趣旨〕 企業活動を行う上でのリスクとして、独占禁止法違反によるペナルティがあります。ペナルティを受ければ金銭的にも、またレピュテーションリスクという側面からも企業にとって大きな打撃となることがあります。本講義では、法務担当者が知っておくべき独占禁止法の概要、独占禁止法に違反したときの企業のリスクなど、独占禁止法にまつわる実務上の問題と留意点について解説いただきます。さらに、下請法に関する基礎知識についてもあわせて説明いただきます。

本講座のお問合せは

経営法友会事務局

URL : <http://www.keieihoyukai.jp>

E-mail : keieihoyukai@shojihomu.or.jp

TEL : 03-5614-5638 / FAX : 03-5643-7187

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10

茅場町ブロードスクエア2階

公益社団法人 商事法務研究会内